

発議第1号

高山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則(昭和42年高山市議会規則第1号)第14条の規定に基づき提出する。

令和7年3月21日提出

提出者 高山市議会議員 伊 東 寿 充

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭  
上 嶋 希代子  
松 山 篤 夫  
倉 田 博 之  
中 箴 博 之  
西 田 稔  
丸 山 純 平

提案理由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い改正しようとする。

高山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

高山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年高山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(定義)			(定義)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2～9 (略)			2～9 (略)		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） 第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 (略)			11～13 (略)		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第12条 (略)			第12条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項の部～第12条第2項第1号の部 (略)			第12条第1項の部～第12条第2項第1号の部 (略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用さ	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用さ

れているとき、番号  
利用法第20条の  
規定に違反して収  
集され、若しくは保  
管されているとき、  
又は番号利用法第  
29条の規定に違  
反して作成された  
特定個人情報ファ  
イル(番号利用法第  
2条第9項に規定  
する特定個人情報  
ファイルをいう。)に  
記録されている  
とき

第38条第1項第2号の部 (略)

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第

れているとき、番号  
利用法第20条の  
規定に違反して収  
集され、若しくは保  
管されているとき、  
又は番号利用法第  
29条の規定に違  
反して作成された  
特定個人情報ファ  
イル(番号利用法第  
2条第10項に規  
定する特定個人情  
報ファイルをいう。)に  
記録されている  
とき

第38条第1項第2号の部 (略)

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第

<p>三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第10項及び第12条第5項の改正 令和7年4月1日
- (2) 第53条から第55条までの改正 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる改正の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。